

4 四教学第 453 号  
令和 4 年 7 月 27 日

各学校長様

四万十市教育長  
(公印省略)

濃厚接触者（自宅待機要請者含む）の待機期間の見直し等について

別添令和 4 年 7 月 26 日付 4 高保体第 436 号高知県教育委員会事務局保健体育課長等通知により、県立学校長向けに、濃厚接触者（自宅待機要請者含む）の自宅待機期間が 7 日間から 5 日間へ短縮され、また所定の手段にて検査し、陰性が確認できた場合はさらに短縮して自宅待機を解除できる旨通知されました。

ただし、自宅待機の短縮又は解除が行われた場合においても、7 日間の感染対策（校内でのマスクを外す活動や部活動への不参加等）は継続されます。

本市小中学校においても同通知に準じる扱いとしますので、管下教職員に通知等の周知を図るとともに、別添保護者宛文書を保護者にお渡しし、理解と必要に応じた協力を求めていますようお願いします。

なお、保護者への文書配付に際し、配布数が多くカラーで印刷が難しい場合や、登校日等配付できる日を設けていない学校においては、保護者宛文書を学校ホームページに掲載し、あんしんメール等で閲覧を促す等の手法で周知をお願いします。

また、本市においては令和 4 年 7 月 20 日付 4 四教学第 417 号にて、県内全ての保健所において、小中学校等における積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定・行動制限が行われなくなることに伴い、基準を示し、各校において「自宅待機要請者」を特定するよう求めたところですが、同通知の「別紙」については、本日をもって、本通知に別添する③の「別紙」に差し替えていただいた上で、今後新たな基準に基づき自宅待機要請者の待機期間を判断し、お知らせいただきますよう、よろしくをお願いします。

担当

四万十市教育委員会  
学校教育課 中脇